

LGBT（性的少数者）に関する差別解消を目的とした早急な法整備を求める意見書

全ての人は、生まれながらにしてかけがいのない価値があり、奪うことのできない権利を持っている。性的指向、性自認を理由に、個人が不当な扱いをされたり、不利益をこうむったりするようなことは、決してあってはならない。

LGBTなど性的少数者のカップルを認める「パートナーシップ制度」を導入した自治体は増加している。また、同性同士の結婚を認めないのは「婚姻の自由」を保障する憲法に違反するとして、北海道の同性カップル3組が国を訴えた裁判では、札幌地方裁判所が「同性愛者に対しては、婚姻によって生じる法的効力の一部ですらもこれを享受する法的手段を提供しないとしていることは、立法府の裁量権の範囲を超えたものであると言わざるを得ず、本件区分扱いは、その限度で合理的根拠を欠く差別的扱いに当たると解さざるを得ない」として、違憲判決を下した。

また、政府内部からも差別発言が繰り返されている。

こうした中、国会においても、性的指向や性自認を理由とした差別を禁止する法制の整備に向けて協議が進められている。

よって、政府に対し、パートナーシップ条例など自治体による自主的な施策に配慮しつつ、性的指向や性自認を理由にした差別や権利侵害する行為を禁止するなどの必要な措置を盛り込んだ法整備を早急に行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月29日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、財務大臣